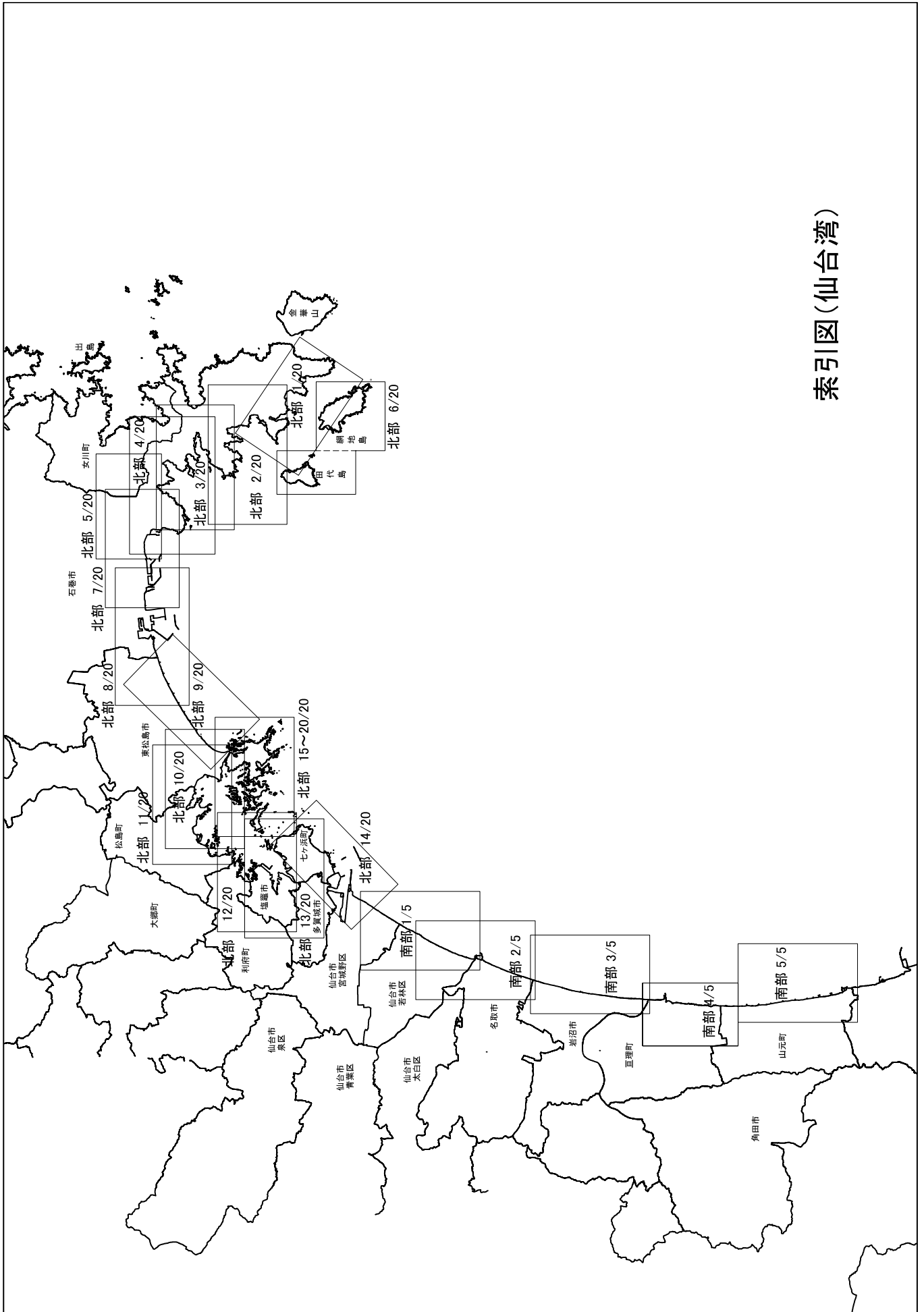


7. 海岸保全施設の整備計画

7.1 施設整備計画図と整備箇所整理表



索引図(仙台湾)

整備箇所整理表【北部 1/20】

用新 料名	ユ ニ ツ ト	海保 名 定 定	海保 名 定 定	海保 名 定 定	1.海岸の特性	2.防風水壁 (堤防等の高さ(基準面))			3.海岸で特に必要な地点			4.海岸管理者が実施する施策	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法			
						堤防 高さ (地盤面)	堤防 高さ (海面)	堤防 高さ (海面)	防風 壁 (構造)	防風 壁 (構造)	防風 壁 (構造)						防風 壁 (構造)	防風 壁 (構造)	防風 壁 (構造)
					背後に道路、水産関連施設が妨 害を受ける。新たな堤防整備が必要。	2.80 (-)	6.00	消波堤	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○食糧に対する安全性を確保するための整備を行う。 □観光・漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整 備する。 消波堤を整備する	堤防 L=1120m 消波堤 L=98m	・消波施設の利用に配慮する。	・日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されているため、日常監視に際して は利用者の安全に留意する。 ・縦断道路の整備として利用されているため、観光客の 安全に留意する。						
					砂浜の海岸線で、背後に店舗、民 家及び墓地がある。新たな堤防整 備が必要。	2.90 (2.70)	6.00	離岸堤 突堤	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 ○食糧に対する安全性を確保するための整備を行う。 □レクリエーション・漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整 備する。 離岸堤、突堤を整備する	堤防 L=728m 離岸堤 L=210m 突堤 L=50m	・消波施設の利用に配慮する。	・日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常監視に際しては、仕口アップゲートの稼働及び水 路の埋塞に留意する。						
					漁港施設が整備され、背後に、道 路がある。水産関連施設が復旧 予定。新たな堤防整備が必要。	3.25 (3.25)	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防、胸 壁を整備する	堤防、胸壁 L=620m	・消波施設の利用に配慮する。	・日常監視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 に1回の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常監視に際しては、仕口アップゲートにおける支障物等に留 意する。 ・日常監視に際しては、仕口アップゲートの稼働及び水 路の埋塞に留意する。						

防風対応: ●津波対策、○食糧などの海岸保全対
 策、△保守点検等
 整備対応: ◎
 利用対応: □
 要
 要

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図200000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平16総認 第133号）」

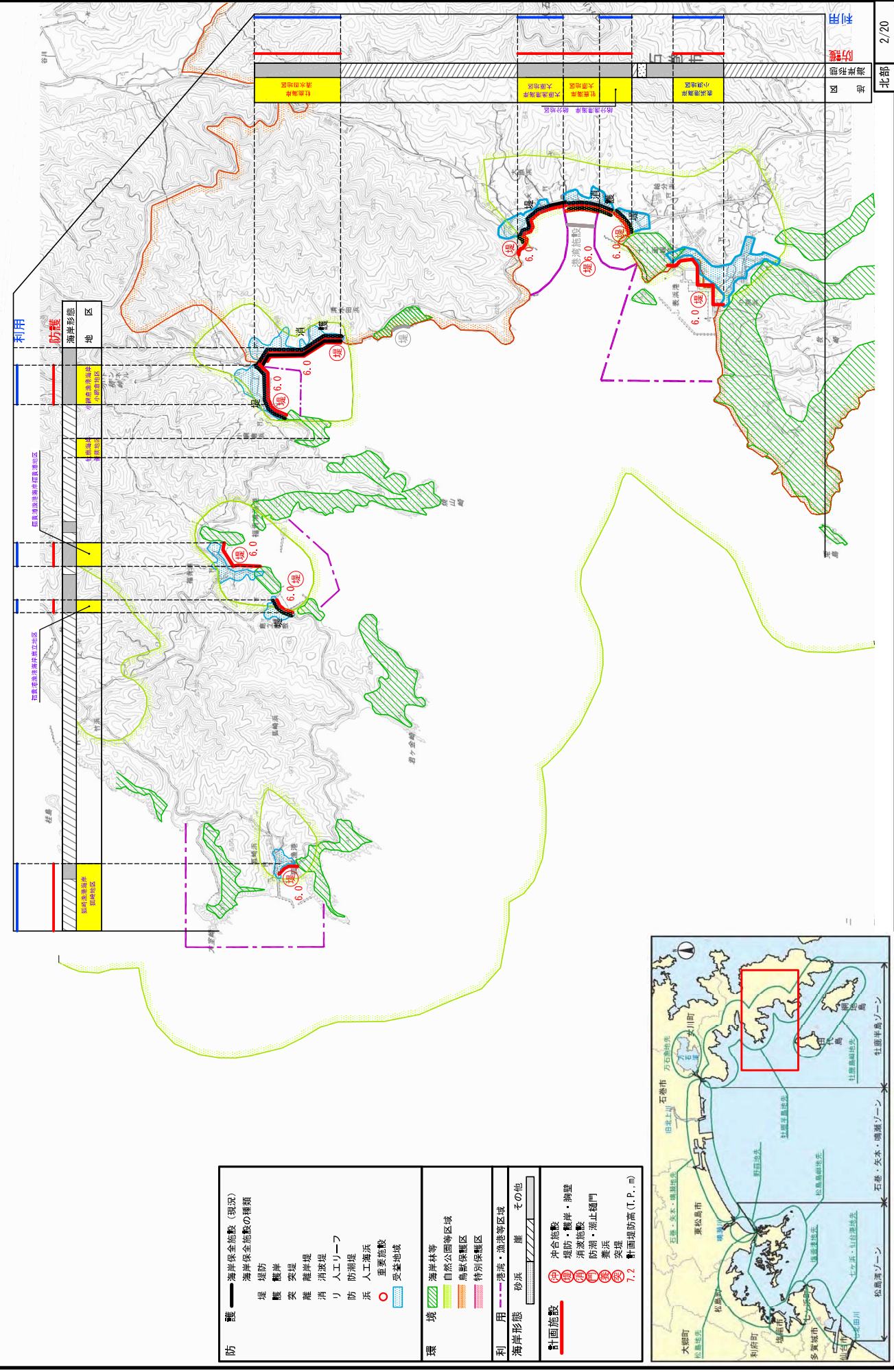
施設整備計画図

沿岸名
仙台湾（宮城地域）

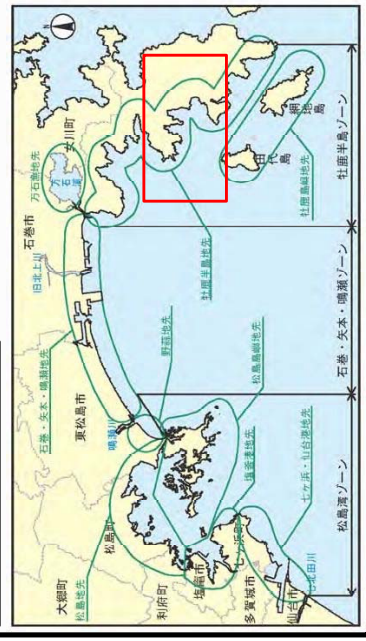
ゾーン名
牡鹿半島

地先名
牡鹿半島（2）

北緯
2/20



<p>防 護</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設（現況） 堤防 防波堤 突堤 消波堤 リバーエリーフ 防波堤 人工海浜 重要施設 受益地域 	<p>環 境</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸林等 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護区 	<p>利 用</p> <ul style="list-style-type: none"> 港湾・漁港等区域 砂浜 崖 その他 	<p>計 画 施 設</p> <ul style="list-style-type: none"> 沖合施設 堤防・護岸・胸壁 消波施設 防波・潮止樋門 養浜 突堤 <p>7.2 計画堤防高 (T.P., m)</p>
--	---	--	--

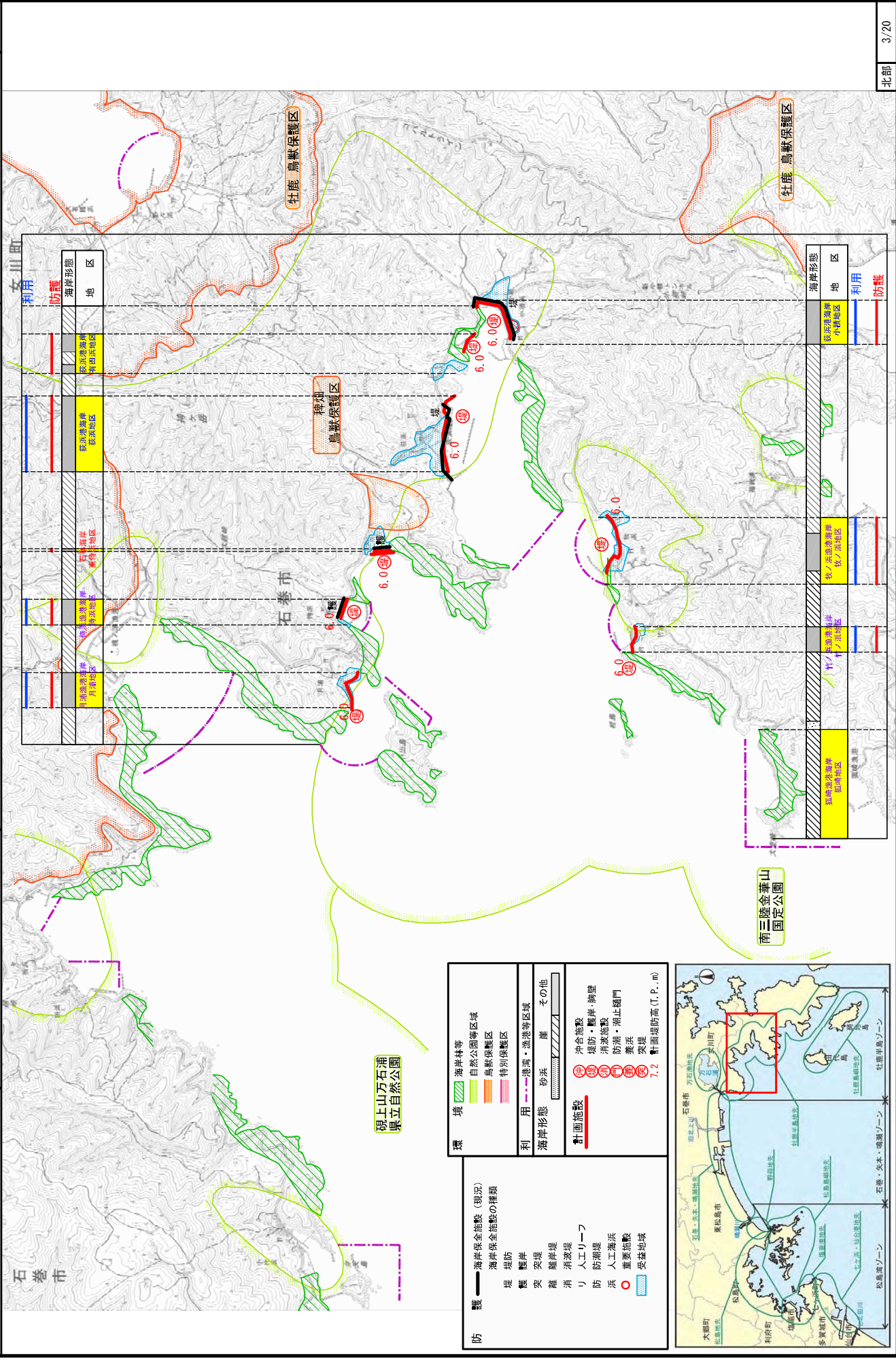


種別	内容
防 護	海岸保全施設
利 用	港湾・漁港等区域

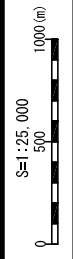
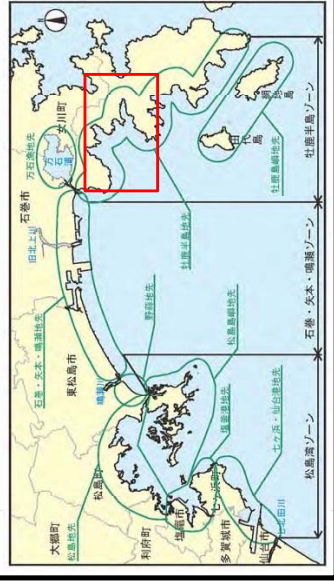
整備箇所整理表【北部 2/20】

市町村名	整備箇所名	海浜名 (地域名・字名や一般的 な呼称)	管理署名	1. 海岸の特性	2. 防風水堤 (防風等の高さ(基準面))			3. 海岸で特に必要な地点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					日平均高潮 (低気圧通過高)	日平均高潮 (低気圧通過高)	日平均高潮 (低気圧通過高)	浸食 崩壊	浸食 崩壊	浸食 崩壊					
石巻市 牡鹿半島西部	〇	表浜海岸 小浜地区	港務局 (宮城県)	港務施設が整備され、背後に道路、漁港施設がある。新たな堤防整備が必要。	(-)	6.00	-	●	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用との調整に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整備する	胸壁 L=640m	・漁業施設の利用に配慮する。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。 ・地元漁業者と連携し、適切な維持・修繕を行う。	・漁業利用されている箇所であり、民間が設置されているため、日常巡視や臨時点検を除き、閉鎖期間における利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。
	〇	水産庁 (石巻市)	漁業施設が整備され、背後に道路、水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.80 (3.95)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防、胸壁を整備する	堤防、胸壁 L=280m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	水産庁・国土 保全局 (宮城県)	背後に一部の家屋が復旧されるため、新たな堤防の整備が必要。南三陸公園内である。	4.00 (3.40)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。	天端高TP+6.00mの堤防を整備する	堤防、胸壁 L=395m	・特殊堤であるため、付属施設(防護柵)の劣化に特に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	水産庁 (石巻市)	漁業施設が整備され、背後に道路、水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	3.95 (3.95)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防、胸壁を整備する	堤防、胸壁 L=487m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	水産庁・国土 保全局 (宮城県)	背後に一部の家屋が復旧されるため、新たな堤防の整備が必要。南三陸公園内である。	3.50 (3.50)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整備する	堤防 L=690m	・特殊堤であるため、付属施設(防護柵)の劣化に特に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲート及び自立式フラッグゲートの稼働及び管理の理察に留意する。 ・漁業利用されている箇所であるため、日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。	
	〇	小郷漁業海岸 小郷地区	漁業施設が整備され、背後に道路、産地、水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	2.95 (3.45)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの海岸、胸壁を整備する	護岸、胸壁 L=68m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	福巻漁業海岸 福巻地区	背後に道路、漁業倉庫等がある。新たな堤防整備が必要。	2.85 (-)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整備する	胸壁 L=460m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	福巻漁業海岸 鹿立地区	背後に道路、漁業倉庫等がある。新たな堤防整備が必要。	3.55 (3.55)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整備する	胸壁 L=198m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	
	〇	狐崎漁業海岸 狐崎地区	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	2.70 (-)	6.00	-	●	○	●	●	津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整備する	胸壁 L=136m	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的な定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、閉鎖期間における支障物等に留意する。 ・日常巡視に際しては、吐口フラッグゲートの稼働及び水の滞留の理察に留意する。	

防波対応: ●津波対策、○波浪などの海岸保全対策
 浸食対応: ●特に配慮が必要、○一般的に配慮が必要
 環境対応: ◎
 利用対応: □



防 海岸保全施設（類型） 堤防 護岸 突堤 離岸堤 消波堤 リン工 防波堤 防浜 重要施設 受益地域	環 海岸林等 自然公園等区域 鳥獣保護区 特別保護区 海岸・流氷等区域 砂浜 崖 その他	利用 海岸形態 沖合施設 堤防・離岸・脚壁 消波施設 防波・湖止・潮門 養浜 突堤 計画堤防高 (T.P. m) 7.2
--	---	--



整備箇所整理表【北部 3/20】

市町村名	施設名 種別 指定 種別	海浜名 (地域名・字名や一般的な呼称)	管理署名	1. 海岸の特性	2. 防波水櫃 (傾斜等の高さ(垂直面))			3. 海岸で特に必要な観点			4. 海岸管理者が実施する施策	5. 海岸管理(整備)目標	6. 海岸保全施設整備概要	7. 施設整備を行うべき地域における配慮事項	8. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
					基盤高(盛土) (0.5m超過)	田舎面 (0.5m超過)	計画面 計画面	浸食	防波 津波 高潮	環境 (魚 類)						利用
宇都宮市	○	竹ノ浜漁港海岸 竹ノ浜地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に遊歩路、水産関連施設が復旧予定。新たな堤防整備が必要。	-	-	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整備する	堤防 L=220m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用されている海岸であるため、日常巡視に際しては利用者の安全に留意する。			
														○	牧ノ浜漁港海岸 牧ノ浜地区	水産庁 (石巻市)
	○	萩浜漁港海岸 小楯地区	港湾局 (宮城県)	背後に、民家及び遊歩路がある。新たな堤防整備が必要。	4.50 (4.50)	-	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港利用との調整に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整備する	堤防 L=408m	・海岸施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所となっており、臨時が設置されているため、日常巡視や臨時点検に際しては、搬送物の破損や周囲開閉における支障物等や利用者の安全に留意する。			
														○	萩浜漁港海岸 有田浜地区	港湾局 (宮城県)
	○	萩浜漁港海岸 萩浜地区	港湾局 (宮城県)	背後に、民家及び遊歩路がある。新たな堤防整備が必要。	4.50 (4.50)	-	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □港利用との調整に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整備する	堤防 L=382m	・海岸施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている箇所であり、台風などの波浪の後は突進部の破損に留意し、日常巡視に際しては、水門開閉における支障物等や利用者の安全に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
														○	東浜漁港海岸	水管理・国土 保全局 (宮城県)
	○	侍浜漁港海岸 侍浜地区	水産庁 (石巻市)	漁港施設が整備され、背後に民家・新たな堤防整備が必要。	4.75 (4.75)	-	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防、胸壁を整備する	堤防、胸壁 L=151m	・海岸施設の利用に配慮する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年以内の定期的定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日常巡視に際しては、周囲開閉における支障物等に留意する。			
														○	月浦漁港海岸 月浦地区	水産庁 (石巻市)

環境：●特に配慮が必要
●一般人的配慮が必要
●環境対応：○
●利用対応：□

施設整備計画図

沿岸名
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名
牡鹿半島

地先名
牡鹿半島（4）

8=1:25,000
0 500 1000(m)



防 護

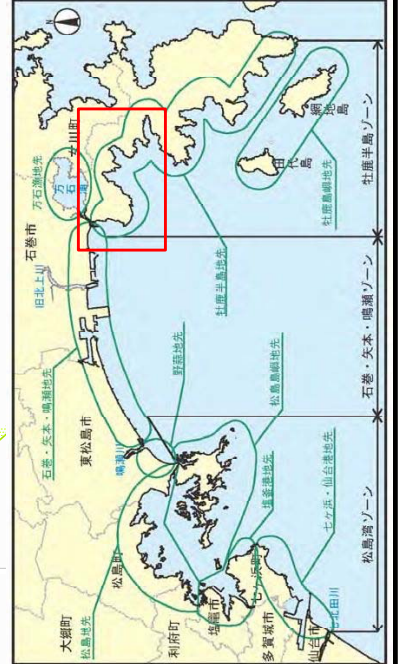
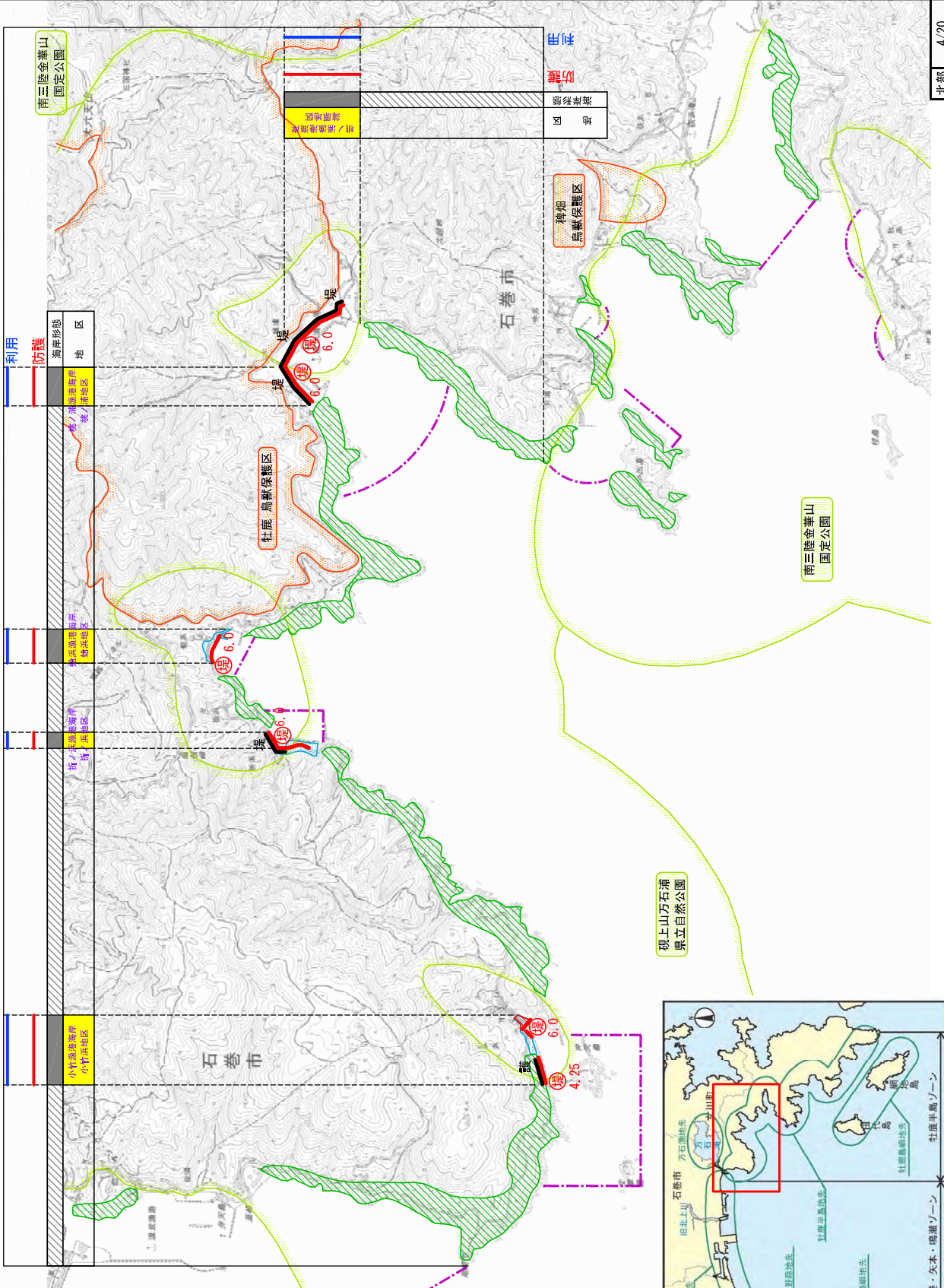
- 海岸保全施設（堤防）
- 海岸保全施設の種別
- 堤防
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤
- 防波堤
- 人工リーフ
- 防波堤
- 人工海浜
- 重要施設
- 受産地域

環 境

- 海岸林等
- 自然公園等区域
- 鳥獣保護区
- 特別保護区

利 用

- 海岸形態
- 砂浜
- その他
- 沖合施設
- 堤防・護岸・胸壁
- 消波施設
- 防波・湧止・防門
- 養殖
- 突堤
- 計画堤防高(T.P. m)
- 7.2



整備箇所整理表【北部 4/20】

用新 村名	海保 名区 種 類 種 別 種 別	海保 名 種 別 (地域名、字名、一帯的 名称)	管理 者 名	1.海岸の特性	2.防護水準		3.海岸で特に必要な観点				4.海岸管理者が実施する措置	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行ううえで 地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法
					計画 高潮 水位 (M)	計画 高潮 水位 (M)	防潮 壁 設置	防波 堤 設置	防波 堤 保全	利用 状況					
石 巻 市	〇	小竹漁港海岸 小竹浜地区	水産庁 (石巻市)	背後に道路がある。新たな堤防 整備が必要。	4.55 (4.55)	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整 備する	胸壁 L=305m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日高巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 間隔での定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日高巡視に関しては、吐ロアークの稼働及び管渠の埋塞 に留意する。			
					4.55 (4.55)	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの胸壁を整 備する	胸壁 L=665m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日高巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 間隔での定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日高巡視に関しては、吐ロアークの稼働及び管渠の埋塞 に留意する。			
					- (-)	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防を整 備する	堤防 L=200m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日高巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 間隔での定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用に於けるため、日高巡視に際して は利用者の安全に留意する。			
					4.55 (4.55)	6.00	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+6.00mの堤防、胸 壁を整備する	堤防、胸壁 L=293m	・漁港施設の利用に配慮する。	・日高巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 間隔での定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・日高巡視に際しては、吐ロアラブゲートの稼働及び水 路の埋塞に留意する。			
					3.70 (4.25)	6.00	4.25	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。除へに対する安全性を確保するための整備を行う。 □漁業利用に配慮する。	天端高TP+4.25、+6.00mの護 岸・堤防を整備する	護岸 L=163m(TP+4.25m) 堤防 L=137m(TP+6.00m)	・漁港施設の利用に配慮する。	・日高巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 間隔での定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・漁業利用に於けるため、日高巡視に際して は利用者の安全に留意する。			
4/20															

防波対波：●津波対波、○波浪などの海岸保全対
 策、△保守点検等
 防波対波：●特別に配慮が必要、○一般的に配慮が必
 要
 利用対波：□

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の地形図及び数値地図200000（地図画像）を複製したものである。〔赤影番号 平16総製 第13号〕」

施設整備計画図

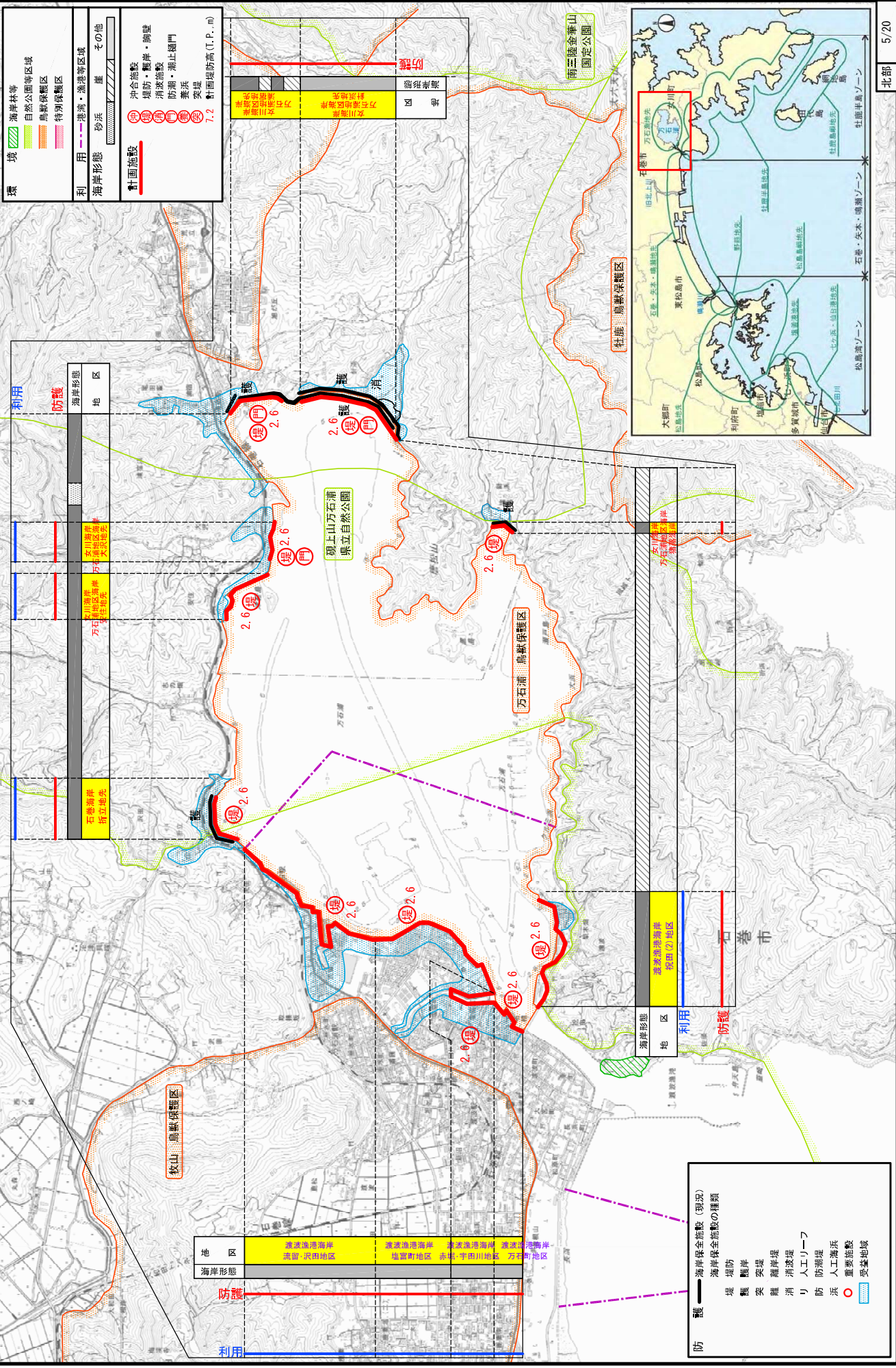
沿岸名
仙台湾（宮城地域）

ゾーン名
牡鹿半島

地先名
万石浦

縮尺 S=1:25,000
0 500 1000 (m)

北



境界
海岸林等
自然公園等区域
鳥獣保護区
特別保護区

利用
港湾・漁港等区域
砂浜
その他

計画施設
河合施設
堤防・護岸・胸壁
消波施設
防波・潮止構門
養浜
突堤
7.2 計画堤防高 (T.P., m)

海岸形態
海浜
砂浜

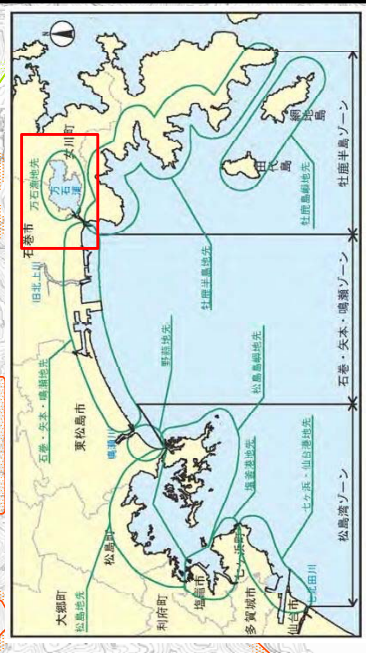
地区
石巻海岸
折立地区
万石浦地区
万石浦地区

利用
防波

地区	海岸形態	計画施設
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	消波施設
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門
渡波漁港海岸	渡波漁港海岸	防波・潮止構門

防 護

- 海岸保全施設 (別添)
- 海岸保全施設の種類
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 消波堤
- 防波堤
- 人工リーフ
- 防波堤
- 人工養浜
- 重要施設
- 重要地域



整備箇所整理表【北部 5/20】

市町村名	調整箇所 指定 要 素	湖岸名 (地域名・字名や一般的 な呼称)	管理署名	1 湖岸の特性	2 防波堤(堤)の状況(重要箇所)		3 湖岸で特に必要な観点			4 湖岸管理者が実施する措置	5 湖岸管理(整備)目標	6 湖岸保全施設整備概要	7 施設整備を行ううえでの 地域における配慮事項	8 湖岸保全施設の維持又は修繕の方法		
					旧計画高 (堤防施設高)	計画堤防高 (計画施設高)	使用 計画施設名	防波 堤	環境 配慮 状況						利用	
					2.60 (-)	2.60	-	津波 高潮	津波 高潮						津波 高潮	
石巻市	○ ○	渡波漁港海岸 祝田(2)地区	水産庁 保安局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新 たな堤防整備が必要。	2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁を整 備する	胸壁 L=756m	●漁港施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている湖岸であり、隣接が存在するため、 日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸揚開 閉における支障物等に特に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検その他、5 年以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。		
					2.60 (2.60)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁を整 備する	胸壁 L=207m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整 備を行う。 ・日常巡視に際しては、水門、吐ロゲートの稼働及び水路 の埋塞に留意する。		
					2.60 (2.60)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁、水 門を整備する	○	天端高TP+2.60mの胸壁、水 門を整備する	胸壁 L=397m 水門 N=2基		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・胸壁及び水門の役割分担に配慮 する。
					2.60 (2.60)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁、水 門を整備する	○	天端高TP+2.60mの胸壁、水 門を整備する	胸壁 L=286m 水門 N=1基		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・胸壁及び水門の役割分担に配慮 する。
女川町	○ ○	大沢海岸	水管理・国土 保安局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新 たな堤防整備が必要。	2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの堤防を整 備する	胸壁 L=530m 水門 N=1基	●漁業利用との役割分担に配慮 する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・好な状態に保つよう、操作規則に従い、定期的に点検・整 備を行う。 ・日常巡視に際しては、水門ゲートへの稼働及び水路の埋塞 に留意する。		
					2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。	○	●	天端高TP+2.60mの堤防を整 備する	胸壁 L=556m		・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・日常巡視に際しては、水門ゲートへの稼働及び水路の埋塞 に留意する。		
					2.60 (2.60)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁を整 備する	胸壁 L=731m	●漁業利用との役割分担に配慮 する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。 ・日常巡視に際しては、水門ゲートへの稼働及び水路の埋塞 に留意する。		
					2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁、胸 壁を整備する	胸壁 L=242m	●漁業利用との役割分担に配慮 する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。		
石巻市	○ ○	渡波漁港海岸 万石町地区	水産庁 保安局 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新 たな堤防整備が必要。	2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁、胸 壁を整備する	胸壁 L=840m	●漁業利用との役割分担に配慮 する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。		
					2.60 (-)	2.60	-	●津波、高潮に対する安全性を確保するための整備を 行う。 □漁業利用に配慮する。	○	●	天端高TP+2.60mの胸壁、胸 壁を整備する	胸壁 L=840m	●漁業利用との役割分担に配慮 する。	・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年 以内(1回程度)の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行 う。		

整備箇所整理表【北部 5/20】

市町村名	調整指定箇所	海岸名 (地域名・字名や一般的な呼称)	管理署名	1.海岸の特性	2.防波設備(整備箇所)				3.海岸で特に必要な観測点			4.海岸管理者が実施する措置	5.海岸管理(整備)目標	6.海岸保全施設整備概要	7.施設整備を行うまでの地域における配慮事項	8.海岸保全施設の維持又は修繕の方法	
					旧計画高 (防波設備高)	計画高 (防波設備高)	計画高 (防波設備高)	計画高 (防波設備高)	浸食 計画線岸高 整備施設名	防阻	環境 保護 施設						利用
石巻市	○	渡波漁港海岸 堤高町地区	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	2.60 (-)	2.60	-	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用に配慮する。	天端高TP+2.60mの護岸、胸壁を整備する	護岸、胸壁 L=113m	・漁港施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている海岸であり、隨即が存在するため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障物等に特に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度、定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				
	○	渡波漁港海岸 流前・沢田地区	水産庁 (宮城県)	背後に、民家及び道路がある。新たな堤防整備が必要。	2.60 (-)	2.60	-	-	●津波・高潮に対する安全性を確保するための整備を行う。 ○漁業利用に配慮する。	天端高TP+2.60mの護岸、胸壁を整備する	護岸、胸壁 L=1820m	・漁港施設の利用に配慮する。	・漁業利用されている海岸であり、隨即が存在するため、日常巡視や臨時点検に際しては、構造物の破損や陸間閉鎖における支障物等に特に留意する。 ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検の他、5年に1回程度、定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。				

環境： 防波対応： ●専攻対策、○侵食などの海岸保全対策
 ●特に配慮が必要 策△保守点検等
 ●○一般的な配慮が必要 環境対応： ◎
 要 利用対応： □